

車体利用広告物特例許可実施要領

1 趣旨

この要領は、横浜市屋外広告物条例施行規則第6条第1項第8号オの「市長が特に認める広告物等」の適用に係る特例許可広告物の取り扱いについて、必要な事項を定める。

2 適用範囲

この規定に及ぶ範囲は、横浜市内を走行するものに限る。

ただし、横浜市の審査・許可により、その路線が及ぶ全ての自治体において、それぞれの自治体内の走行が認められることが事前に確認できる場合、市外に路線が及ぶものについても、許可の対象とする。

【特定許可広告図案の申請】

3 図案の申請

申請者（交通事業者等）は各月末までに特例許可広告図案申請用紙（様式1）に必要事項を記載し、都市整備局地域まちづくり部景観調整課（以下、「景観調整課」という。）に申請するものとする。

*添付書類

- (1) 図案等説明書（様式2）
- (2) 図案（色彩及び面積のわかるもの）
- (3) 系統図（路線図）

4 審査方法

景観調整課は、車体利用広告審査関係課長会（以下、「審査会」という。）を招集する。

なお、簡易な案件については、都市整備局地域まちづくり部景観調整課長の判断で、審査会を招集せず、書面による会議開催とすることができるものとする。

審査会は、「横浜市車体利用広告物特例許可ガイドライン」に従って審査するものとする。

審査会は、図案申請について可否の判断を行う。

景観調整課は、可否の判断を申請者に通知を行う。

【本申請】

5 許可申請

車体利用広告審査関係課長会で可と判断されたものは、許可申請の手続きを行うことができる。

申請者（交通事業者等）は、横浜市屋外広告物条例事務処理要綱第3条に定める屋外広告物（表示・設置・継続・変更）許可申請書（第1号様式）に以下の添付書類を添えて提出する。

添付書類（各1部）

- (1) 車検証の写し
- (2) 営業所案内図
- (3) 図案（色彩及び面積のわかるもの）
- (4) 系統図（路線図）
- (5) 特例許可広告図案申請用紙（審査結果が可で、受付印のあるもの）の写し

この要領は、平成12年11月15日から実施する。

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

この要領は、平成18年4月1日から実施する。

この要領は、平成18年10月1日から実施する。

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

この要領は、平成24年5月1日から実施する。

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

(様式1)

特例許可広告図案 申請用紙

平成 年 月 日

申請者	住所		
	会社名 (交通事業者)		
	代表者職氏名		
	担当	部署名 氏名電話番号	
広告主	住所		
	会社名		
	代表者職氏名		
	担当	部署名 氏名電話番号	
車体の概要	種別	路線バス	
	系統名 (路線名)		
	営業所名		
内容	手段	塗装・フィルム・その他 ()	
	表示期間 (予定)	平成 年 月 日から 年 月 日まで	

* 景観調整課使用欄

受付日	年 月 日	審査実施日	年 月 日
指令番号		審査結果	可 ・ 否
受付印		理由	
		備考	

- 添付書類： 1 図案等説明書(様式2)
2 図案 (色彩及び面積のわかるもの)
3 系統図 (路線図)

(様式2)

図案等説明書

(交通事業者名)

図 案 説 明	
社 内 手 続	
他 法 令 等	